

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成29年8月31日（平成29年（行情）諮問第354号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第492号）

事件名：国立能楽堂の職員配置が分かる文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月5日付け29受庁文第557号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）審査請求の理由

開示請求に係る行政文書が特定されていない。開示請求に係る文書は存在する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、平成29年6月6日付けで開示請求のあった別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（本件請求文書）である。

これに対し本件対象文書を特定し、法9条1項に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

2 本件対象文書の特定について

国立能楽堂は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」とい

う。)が所有，運営しているが，国立能楽堂において，音声ガイドの提供を行っていないため，定義及び事例はなく，文書も存在しない。

また，振興会は，独立行政法人通則法32条及び独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令5条の規定に基づき，毎年度実績報告書を文部科学大臣に対して提出しているところである。本文書には，国立能楽堂を含む部署ごとの職員数を記した組織図が記載されていることから，直近年度である平成27事業年度業務実績報告書内の組織図を，本件請求文書に合致するものとして特定した。加えて，国立能楽堂の職員の職務実績については，職員の職務ごとの実績に係る文書は，作成・保有していないため不開示としたところである。

なお，念のため書庫等を探索したが，今回開示した文書以外には対象となる文書は見あたらなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

本件対象文書は，以上で述べたとおり，本件請求文書に合致するものであるとともに，不開示とした文書については，作成・保有していないため，原処分は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年8月31日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月22日 | 審議 |
| ④ 同年2月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，開示する決定（原処分）を行った。

審査請求人は，本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書が存在するはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の特定の経緯等について，改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 国立能楽堂を所有，運営する振興会は，文化部特定課が所掌している。

イ 国立能楽堂においては，平成18年11月17日から，座席設置型の字幕システムを用いて日本語及び英語による公演の解説が行われて

いるが、同字幕システムは、文字による公演の解説を行っており、音声での公演解説を行う音声ガイドとはなっていない。

このため、振興会において、音声ガイドの定義及び事例（請求文書1）を作成・保有しておらず、当然のことながら、文化部特定課に当該資料の提出を行っていない。

ウ 振興会は、毎年度実績報告書を文部科学大臣に対して提出しており、同文書には、国立能楽堂を含む部署ごとの職員数を記した組織図が記載されている。このため、原処分において、本件対象文書を請求文書2のうち「職員配置がわかる文書」に合致するものとして特定した。

エ 一方、請求文書2のうち「職務の実績がわかる文書」とは、国立能楽堂に勤務する職員、各人の職務ごとの実績が分かる文書と判断されるところ、振興会には当該文書が存在すると思われるものの、文化部特定課の業務の性格上、それを特定課に提出してもらう必要性が全くなく、したがって、請求文書2のうち「職務の実績がわかる文書」に該当する文書は保有していない。

オ 念のため、文化部特定課の執務室及び倉庫内の書庫について、当該請求に関連すると考えられる行政文書の探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 文化庁において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、文化庁において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、文化庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

- 請求文書 1 国立能楽堂における能の音声ガイドの定義，あれば事例
- 請求文書 2 国立能楽堂の職員配置及びその職務の実績がわかる文書

2 本件対象文書

- 平成 27 事業年度業務実績報告書内の組織図